

南房総・館山地域公共交通活性化協議会

令和7年度収支予算書（案）

収入総額 38,087,130 円

支出総額 38,087,130 円

1 収入の部

単位:円

科 目	予算額	前年度予算額	前年度予算に対する増減	説 明
1 負担金	26,500,580	23,868,720	2,631,860	南房総市負担金 16,170,395 館山市負担金 10,330,185
2 補助金	6,762,000	5,227,000	1,535,000	地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(広域型))※国補助金 2,626,000 フィーダー系統補助(チョイソコ南房総・館山) 1,204,000 フィーダー系統補助(館山市街地循環バス) 2,932,000
3 繰越金	4,824,214	4,977,831	△ 153,617	
4 諸収入	336	49	287	利息等
合計	38,087,130	34,073,600	4,013,530	

2 支出の部

単位:円

科 目	予算額	前年度予算額	前年度予算に対する増減	説 明
1 会議費	413,760	479,790	△ 66,030	報償費、費用弁償等
2 事務費	90,000	90,000	0	振込手数料、印紙代等
3 事業費	36,348,820	31,925,930	4,422,890	チョイソコ南房総・館山運行費 16,865,820 南房総・館山地域公共ライドシェア実証運行費 6,660,000 地域公共交通計画策定支援事業 9,801,000 交通マップ及びWEB乗車券啓発物作成費 90,000 館山市街地循環バス事業費(国庫補助金分) 2,932,000
4 予備費	1,234,550	1,577,880	△ 343,330	
合計	38,087,130	34,073,600	4,013,530	

※ 国補助金については、申請済み

地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請書提出について

【はじめに：地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）とは？】
 通称「フィーダー補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では、富浦なむや～館山航空隊を結ぶ「館山市内線」等）を補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。補助要件を満たし交付が決まると、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。（ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられる。この補助上限額と経費の2分の1を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる）

1. 今年度の申請について

令和5年度より本格運行を行っている「チョイソコ南房総・館山」及び「館山市街地循環バス」について、昨年度に引き続きフィーダー補助の要件を満たすことから、補助申請を行っていく。

2. 手続きに関する概要

- ・今回は、令和8年度分（補助対象期間 R7.10～R8.9）について申請を行う。
- ・申請に先立ち提出が必要となる「地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助）認定申請書」について、本日の協議会で審議。
- ・内容に疑義や問題が無ければ、本日配布の計画案（認定申請書）を国に提出。（6月30日締切）
- ・計画が認定を受けた場合は、秋以降に補助金交付申請書を提出する。

3. 計画への位置づけ

2つの事業いずれも、南房総・館山地域公共交通計画の施策事業に位置付けられており、機能分担の整理でも、「地域内路線」や「フィーダー交通」に定めている。

- ・施策事業3「地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）」
 ⇒チョイソコ南房総・館山
- ・施策事業5「フィーダー交通・補完交通の整備」
 ⇒館山市街地循環バス



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- **補助対象事業者**
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
※令和6年度まではバス事業者等も対象
- **補助率**
1/2以内
- **主な補助要件**
市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、
自家用有償旅客運送者による運行であること
・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統であること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
・路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
・経常赤字であること



補助対象系統のイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外
※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域
※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

地域公共交通計画別紙（地域間幹線系統）について

【はじめに：地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）とは？】

通称「幹線系統補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では、「館山市内線」「館山鴨川線」「南房州本線」が該当）が補助対象となる。輸送量が1日15人以上などの補助要件を満たし交付が決まると、予測費用の欠損額に対し、最大2分の1の補助が受けられる。

また、令和2年11月の法改正に合わる形で令和7年事業年度分から地域公共交通計画と補助制度の連動化が行われることになり、活性化再生法に基づく協議会等において協議が必要となったことから、今回の提出になります。

1. 今年度について

千葉県バス対策協議会安房分科会で協議路線となっている下記路線に係る地域公共交通計画別紙について審議するものです。

対象路線：館山市内線・館山鴨川線・南房州本線

また、ジェイアールバス関東㈱では、車両更新（1台・購入）を予定しているため、合わせて審議するものです。

2. 手続きに関する概要

- ・今回は、令和7年度分（補助対象期間 R7.10～R8.9）について協議を行う。
- ・申請に先立ち、千葉県バス対策協議会安房分科会において協議を行った「地域公共交通計画の別表」を基に計画別紙について、本日の協議会で審議。
- ・内容に疑義や問題が無ければ、本日配布の別紙案を国に提出。（6月30日締切）
- ・計画が認定を受けた場合は、秋以降に補助金交付申請書を提出する。

3. 計画への位置づけ

地域間幹線系統の3路線はいずれも、南房総・館山地域公共交通計画の施策事業に位置付けられており、機能分担の整理でも、「地域間幹線系統」に定めている。また、当該補助の活用についても明記している。

- ・施策事業1「地域間幹線系統（バス路線）の維持（市内線・南房州本線・館山鴨川線）」

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



< 補助対象経費算定方法 >

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり(※1)
・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)

・1日当たりの計画運行回数が3回以上のももの
・輸送量が15人～150人/日と見込まれること

※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)

※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)

・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



1. 補助要件(車両購入費等に対する補助)

車両減価償却費等国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金

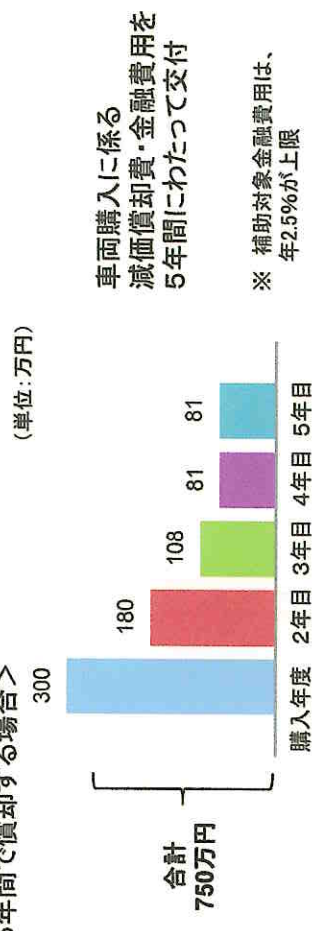
補助内容

- 補助対象事業者
【車両減価償却費等補助】
幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 【公有民営補助】
地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
【車両減価償却費等補助】
補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額
(地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客
運送サービス継続実施計画に位置付けられた
系統については、車両購入費の一括補助も可)
- 補助率
1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
 - ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの
 - ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ①ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ②ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
 - ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

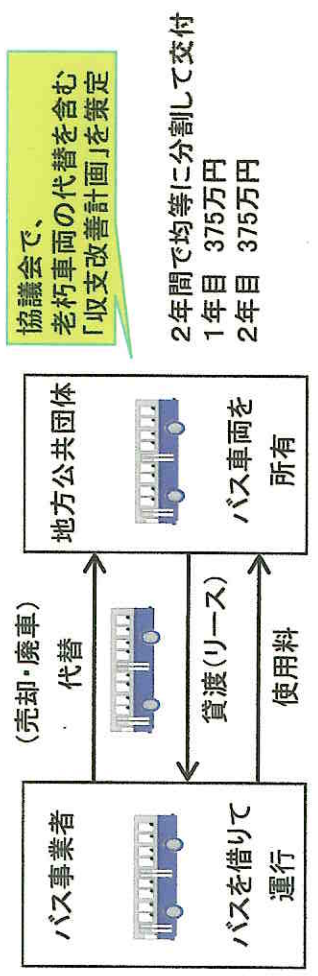
車両減価償却費等補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合＞



公有民営補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合＞



車両減価償却費補助金は、5年間(＝60か月)の償却費が補助対象となります(60ヶ月を超える期間分の償却費は補助対象外)。償却開始月が10月でない場合は、初年度と最終年度(6年目)は月割で補助金が交付されます。(例: 償却開始月7月→初年度3ヶ月分、6年目9ヶ月分)